

(目的)

第1条 この事業は、高齢者が病気や事故等により意思表示が困難となった場合に備え、あらかじめ市に情報を登録し、情報が必要となった際に市が本人に代わってその内容を希望者や関係機関等に提供できるようにすることで、高齢者自身の意志や尊厳が最期まで尊重される環境の形成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の登録対象者は、原則として、次に掲げる要件を満たす者のうち、本事業への登録を希望する者とする。

(1) 東広島市に住民登録があり在宅で生活している者

(2) 緊急時に身近に頼れる者がいない高齢者

2 その他、特別な事情があるものとして市長が必要と認める者

(登録手続)

第3条 登録を希望する者は、別に定める終活情報登録申請書を市に提出する。ただし、認知症を含む疾病等により、登録対象者自身による申請が困難であることが明らかな場合は、後見人や親族が申請することができる。

2 市は、前項の申請に基づき、当該申請者の住所、氏名、生年月日、電話番号等の基本となる事項とともに、次に掲げる事項（以下「登録情報」という。）を登録し、管理するものとする。

(1) 緊急連絡先

(2) 医療情報（かかりつけ医、持病、服薬、アレルギー等）

(3) 延命治療等のリビングウィルに関する事

(4) エンディングノートに関する事

(5) 生命保険や預貯金に関する事

(6) 臓器提供に関する事

(7) 葬儀や遺品整理等終活に関連する生前契約等に関する事

(8) 墓に関する事

(9) 遺言書に関する事

(10) その他自由登録事項

3 市は、登録内容を確認した後に、登録証を申請者に交付するものとする。また、登録証を紛失または破損した場合等は、申請者の届出により再交付するものとする。

(登録情報の保管)

第4条 市は登録情報が記入された終活情報登録申請書をファイルにして保管するものとし、登録情報のうち、必要な情報を電子データでリスト化することにより保管されたファイルの管理を行うものとする。

(情報開示)

第5条 市は、医療機関、警察及び福祉事務所の関係部署並びに登録者が指定した者からの照会に対して登録情報を開示できるものとする。

2 医療機関、警察及び福祉事務所の関係部署から登録情報について照会があった場合は、市は登録情報の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(10)の各号に記載された事項のうち、必要な情報を照会元に開示するものとする。

3 登録者が指定した者からの照会に対しては、別に定める終活情報登録開示請求書の提出により、登録情報を開示するものとする。

(登録情報の変更)

第6条 登録情報に変更がある場合は、登録者又は申請者が別に定める終活情報登録内容変更届出書に変更事項を記載し、市に届け出るものとする。

(登録費用)

第7条 登録に係る費用は、無料とする。

(登録の廃止)

第8条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該登録者にかかる登録を廃止するものとする。

(1) 登録者が市外に転出したとき

(2) 登録者の死亡が判明した日から5年が経過したとき

(3) 終活情報登録廃止届出書により、登録廃止の届け出があったとき

(4) 登録の際に、不正な行為又は虚偽の記載等があったことが認められたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については健康福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。